

市民後見人養成事業の実施状況について

1 事業概要

認知症高齢者等の増加が見込まれ、弁護士等の専門職後見人の不足が懸念される中、高齢者等が尊厳を保ち、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、後見等の業務を適正に行うことができる市民による後見業務の担い手（以下「市民後見人」という。）を養成することを目的として、広島市市民後見人養成事業を平成29年度から広島市社会福祉協議会に委託して実施している。

2 令和4年度（10～2月）の業務実施状況について

月	内容
10月	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人候補者バンク登録者に対する第2回フォローアップ研修を開催した。 広島家庭裁判所から、市民後見人候補者バンク登録者1名が成年後見人（市民後見人）として選任された。（本市で2人目となる市民後見人）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人候補者バンク登録者に対する第3回フォローアップ研修を開催した。 市民後見人候補者と市社会福祉協議会との複数同時選任について、広島家庭裁判所から打診があり、協議を行った。
12月	広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会及び第4回フォローアップ研修の開催に向け、関係者と調整を行った。
1月	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人候補者バンク登録者に対する第4回フォローアップ研修を開催した。 市民後見人候補者バンク登録者の成年後見人追加選任申立てについて、バンク登録者2名に必要な手続や選任後の責任等を説明した上で、追加選任することについて2名から了承を得た。
2月	<p>広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人候補者バンク登録者2名を市社会福祉協議会との複数後見という形で追加選任申立てすることについて、委員から意見聴取の上、申立てを行うことを決定した。

3 事業実績について(令和5年2月28日現在)

(人)

	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	合計
広島市市民後見人候補者 バンク登録者数	10	20	3	33
「かけはし」生活支援員 (※1)	8	20	3	31
「こうけん」後見支援員	2 (※2)	0	0	2
支援員未登録者数	2	0	0	2
市民後見人	1	1	0	2
市民後見人 (累計)	1	1	0	2

※1 生活支援員は、広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、権利擁護活動希望者を登録している。

※2 生活支援員の登録者から委嘱している。